

会員へのお知らせ

三次市国民健康保険被保険者証の無効について

三次市長 (さわやか市民室)

このことについて、平成17年9月20日付け三次市告示第130号により、次のとおり被保険者証を無効としたので通知します。

被保険者番号 340109

被保険者の記号・番号 08310302

被保険者証の交付年月日 平成16年10月1日

無効告示の理由

偽りその他不正の理由により保険給付を受けるために使用されるおそれがあるため

このことに関する問い合わせ先

三次市役所市民生活部さわやか市民室

保険年金グループ

電話 0824・62・6134

(保険医療課)

共済組合員証の亡失について

文部科学省共済組合

呉工業高等専門学校支部長

福永秀春

このことについて、当支部組合員から左記のとおり紛失の届出がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

組合員証番号 7400631500

組合員氏名 福島 司

発行機関 昭和35年11月30日生

文部科学省共済組合

呉工業高等専門学校支部長

失効日 31340417

平成17年9月12日

(保険医療課)

組合員証の失効について(通知)

防衛庁共済組合

広島施設局支部長

標記について、下記組合員証を失効としたので通知します。

記

1 発行機関…防衛庁共済組合広島施設局支部

(31340052)

2 組合員氏名…川崎方啓
3 組合員証記号番号…

507・1010484

4 失効年月日…平成17年9月13日

(保険医療課)

インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

平成17年9月29日

(地Ⅲ101)

日本医師会感染症危機管理対策室長 雪下國雄

インフルエンザワクチンの安定供給対策につきましては、平成17年7月22日付(地Ⅲ65)をもってお送りいたしました。

今般、インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について、厚生労働省医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名により、各都道府県衛生主管部(局)長に対し通知がなされ、本会に対しても協力方依頼がありました。また、(社)日本医薬品卸業連合会会長、(社)細菌製剤協会理事長にも通知がなされております。

本通知は、今冬のワクチンの供給予定量は、2,020(2,100万本)の見込みで昨年並みの十分な供給量は確保されており、昨年の供給実績(医療機関での使用本数1,643万本)は需要予測量(1,998万本)からみて十分な余

裕があつたこと、今冬の予約本数は8月末現在において1,680万本程度であり、十分な流通在庫が存在することからも、当初製造見込み量2,150万本からの多少の減量見込みが需給全体量に影響することはないと考えられますが、9月下旬の初期出荷時点で一部の医療機関に一時的な品薄も予想されるため、下記の対応を求めらるるものであります。

記

- (1) 医療機関によっては、一部の注分量の納入時期が予定よりも遅くなることもありうるが、本年の予約本数である約1,680万本の供給は、11月の接種ピークの前の10月下旬までには市場に供給される予定であり、医療機関の注文数量は確保されるため、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないようご配慮いただきたいこと。
- (2) 製造販売業者等及び卸売販売業者に対しては、一部納入に遅れが予想される医療機関に対しては、納入時期及び数量等の予定についてより正確な情報提供を行うことに努めるよう指導していること。
- (3) 卸売販売業者において、医療機関等における接種に支障を来す場合等必要に応じ、一時的に供給が不足する製造販売業者等のワクチンに対する注文を他社のワクチンの供給で補う等の対応を行う場合があるため、医療機関等のご理解をいただきたいこと。
- (4) 10月17日の週から、各地域ブロック別の卸

売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に供することとしていること。

(5) 血液対策課は、今後の需要の動向を見ながら、必要に応じ増産の指導も検討するものであること。

インフルエンザワクチンの安定供給の状況と対策について

平成17年9月22日

薬食血発第0922004号

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

インフルエンザワクチン(以下「ワクチン」という。)の安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。今冬のインフルエンザワクチンの安定供給対策については、平成17年6月29日付け健康発第0629002号、薬食血第0629004号

健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知(以下「6月29日付け連名通知」という。)により、周知したところであります。

貴職におかれましては、ワクチンの出荷が開始され、接種シーズンの開始を迎えるにあたり、6月29日付け連名通知に加え、下記の事項について、特に留意の上対応されるよう、貴団体傘

下の医療機関等に周知徹底をお願い申し上げます。

厚生労働省としても、可能な限りの対策を講じて、ワクチンの安定供給を図る所存ですので、御理解、御協力のほど、お願い申し上げます。

なお、各都道府県衛生主管部(局)長には、別添(写)のとおり通知したことを申し添えます。(略)

記

- 1. 今冬のワクチンの供給予定量は、平成17年9月22日現在の検定及び製造上の状況を踏まえ、2,020,210万本の見込みであり、昨年並みの十分な供給量は確保されている。昨年の供給実績(医療機関での使用本数1,643万本)は需要予測量(1,998万本)からみて十分な余裕があつたこと、今冬の予約本数は8月末現在において1,680万本程度であり、十分な流通在庫が存在することからも、当初製造見込み量2,150万本からの多少の減量見込みが需給全体量に影響することはないと考えられる。

ただし、9月下旬の初期出荷時点で一部の医療機関に一時的な品薄も予想されるため、以下に留意すること。

- (1) 医療機関によっては、一部の注分量の納入時期が予定よりも遅くなることもありうるが本年の予約本数である約1,680万本の供給は、11月の接種ピークの前の10月下旬までには市場に供給される予定であり、

医療機関の注文数量は確保されるため、買い占め等の返品につながる過剰な注文を行わないようご配慮いただきたいこと。

(2) 製造販売業者等及び卸売販売業者に対しては、一部納入に遅れが予想される医療機関に対しては、納入時期及び数量等の予定についてより正確な情報提供を行うことに努めるよう指導していること。

(3) 卸売販売業者において、医療機関等における接種に支障を来す場合等必要に応じ、一時的に供給が不足する製造販売業者等のワクチンに対する注文を他社のワクチンの供給で補う等の対応を行う場合があるため、医療機関等のご理解をいただきたいこと。

(4) 10月17日の週から、各地域ブロック別の卸売販売業者の在庫状況並びに全国における医療機関の納入量推定値の累積値等について、血液対策課から毎週都道府県に提供する予定であり、適切なワクチンの流通状況の把握に供することとしていること。

(5) 血液対策課は、今後の需要の動向を見ながら、必要に応じ増産の指導も検討するものであること。

2. 今冬の需要予測及び融通用保管在庫

本年3月に実施されたワクチンの需要に係る世帯調査では2,057万本程度と予測されたが、8月に実施された世帯調査(速報値)においては2,150万本となるなど、3月の需要予測の上限値2,154万本の範囲内ではある

が、需要に関しては微増傾向がある。このため、不足時の融通用に合計60万本の保管を製造販売業者等にお願いくることとしたこと。これらの在庫については、都道府県から血液対策課への要請に基づき、速やかに配送するよう製造販売業者等に依頼することとしていること。

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)

医政発第0726005号

平成17年7月26日

厚生労働省医政局長

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業(歯科医業を含む。以下同じ。)は、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によつて禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもつてするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為(医行為)を、反復継続する意思をもつて行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、

国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護、障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であつて原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること

2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
3 新生児以外の者であつて入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること

4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術が必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)

5 患者の状態が以下の3条件を満たしている

- ① これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。
- ② 患者が入院・入所して治療する必要がある容態が安定していること

- ③ 副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ④ 内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注1 以下に掲げる行為も、原則として、医師

法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものと考えられる。

① 爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

- ② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- ③ 耳垢を除去すること(耳垢塞栓の除去を除く)
- ④ ストマ装具のパウチにたまつた排泄物を捨てること。(肌に接着したパウチの取り替えを除く。)
- ⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと
- ⑥ 市販のデイスボーザブルグリセリン洗腸器()を用いて洗腸すること

挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、

歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状

が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービスマスター等担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうかを確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注3

上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービスマスター等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。

また、介護サービスマスターの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

(地域医療課)

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

平成17年7月29日

医政発第0729011号

厚生労働省医政局長

厚生労働行政の推進につきましては、平素よ

り格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事に対して通知を發出しましたので、御了知いただきまますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

平成17年7月29日

医政発第0729011号

診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第265号。以下「改正政令」という。)及び診療放射線技師法施行規則の一部を改正する省令(平成17年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。)が本年7月29日に公布され、本年8月8日から施行されることである。改正政令・改正省令(以下、改正政令等」という。)の趣旨、内容等は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

第1 改正政令等の趣旨

昭和43年に、診療エックス線技師法が改正され、診療放射線技師が国家資格として設けられ、

診療放射線技師は、①アルファ線及びベータ線 ②ガンマ線、③百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線、④エックス線、⑤その他政令で定める電磁波又は粒子線を人体に対して照射することができることとされた。しかし、当時は①から④まで以外の放射線が医療において利用されていなかったため、⑤その他政令で定める電磁波又は粒子線は、医学技術の進歩に伴い、改めて診療放射線技師が取り扱うこととする場合に政令で定めることとしていたところである。

今回の改正政令等は、近年の医学技術の進歩によって、かつては医療において利用されていなかった放射線が放射線治療の中で利用されるようになってきていることから、上記趣旨も踏まえ、放射線技師が人体に対して照射することができる放射線の種類を拡大するものである。

第2 改正政令等の内容

診療放射線技師が人体に対して照射することができる放射線として診療放射線技師法第2条第1項第5号に定める電磁波又は粒子線を、以下のとおりとする。

- (1) 陽子線及び重イオン線
- (2) 中性子線

第3 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日(平成17年8月8日)から施行することとする。

(地域医療課)